



見本市、展示会等への出展をお考えの
区内中小企業者のみなさま！

出展料を最大 **10万円** 補助します

世田谷区ビジネスマッチングイベント 出展支援事業補助金

補助金額

10万円 又は 補助対象経費の1/2
のいずれか低い額

先着

15件
(予定)

補助対象
経費

出展料(出展小間料)

※令和6年度に開催されるもの
※消費税は対象外

補助対象
事業

自社の製品・技術を紹介することを目的として国内で開催される
フェア、見本市、展示会等
※販売を主目的としたもの(展示即売会、物産展等)は対象外
※詳しくは、裏面をご覧ください。

ご利用の流れ



申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 出展 ⇒ 実績報告 ⇒ 金額確定 ⇒ 請求 ⇒ 補助金交付

HPは
コチラ



申請方法などの詳細は
裏面をご覧ください！

補助対象事業	<p>販路拡大等のために自社の製品・技術を紹介することを目的として国内で開催されるフェア、見本市、展示会等（以下「ビジネスマッチングイベント」といいます。）への出展で、補助金の交付を受ける者が主催、共催、後援するものでないもの。</p> <p>※補助金交付申請日と同一年度に開催されるものに限る</p> <p>※販売を主目的としたもの（展示即売会、物産展等）は対象外</p> <p>※補助対象事業が年度末（3月末）や年度当初（4月初旬）に行われる場合は、お早めに申請していただくようお願いいたします。</p>
補助対象者	<p>以下の全てに該当する方</p> <p>①中小企業基本法に定める中小企業者であること。</p> <p>②区内に事業所を有し、かつ営業活動等の本拠となっていること。</p> <p>※事業所とは、法人にあっては本店又は支店の登記があること、個人にあっては主たる事業所があることを言います。バーチャルオフィスは対象外です。</p> <p>③住民税及び事業税を滞納していないこと。</p> <p>④補助金の交付を受けようとするビジネスマッチングイベントに対して国、他の地方公共団体、公益団体等からこの補助金と同種の助成金等の交付を受けておらず、かつ、受けることがない。</p> <p>⑤前年度（令和5年度）及び今年度（令和6年度）において、この補助金の交付を受けていない</p>
補助対象経費	<p>出展料（出展小間料） ※消費税は補助対象外</p>
補助金額	<p>補助対象経費の$\frac{1}{2}$（千円未満切捨て）又は10万円のいずれか低い額</p>
補助件数	<p>15件程度（予定）</p>
申請時 必要書類	<p>(1) 補助金交付申請書及び事業計画書（様式）</p> <p>(2) 区内に事業所を有することが確認できる資料 法人の場合…履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に発行のもの） 個人の場合…税務署の受付印のある開業届または確定申告書等の写し</p> <p>(3) 税を滞納していないことが確認できる資料 法人の場合…納付期限が経過した直近の事業年度に係る法人事業税及び法人住民税の納税証明書の写し 個人の場合…納付期限が経過した直近1年分の個人事業税及び個人住民税の納税証明書の写し</p> <p>(4) 出展予定のビジネスマッチングイベントの概要と出展料が分かる資料の写し</p> <p>(5) 事業所概要（様式）及び事業内容が分かる資料（パンフレット等）</p>
補助金 ホームページ	<p>「令和6年度世田谷区ビジネスマッチングイベント出展支援事業補助金」 （世田谷区公式ホームページ：目次「仕事、産業」→「産業」内の「事業者・中小企業の支援」からご覧になれます。）</p>
申請方法	<p>ホームページからのオンライン申請または申請時必要書類を下記宛先に郵送又は持参。 ※申請に不備がある場合は、提出いただいた書類を返送させていただくことや、申請をお受けできないことがあります。</p>

【本補助金の申請・お問合せ先】

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎
世田谷区 経済産業部 経済課
TEL:03-3411-6653 FAX:03-3411-6635